

情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針
(第2版)

平成19年3月

総務省

目 次

第1章	目的	1
第2章	対象となる不正行為	1
第3章	対象となる研究資金制度等	1
第4章	不正行為に対する基本姿勢	2
第5章	告発等の受付	2
第1節	告発等の受付体制	2
第2節	告発等の取扱い	3
第3節	告発者・被告発者の取扱い	4
第6章	告発等に係る事案の調査	4
第1節	調査を行う機関	4
第2節	告発等に対する調査体制・方法	5
第3節	認定	7
第7章	告発者及び被告発者に対する措置	10
第1節	調査中における一時的措置	10
第2節	不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等	11
第3節	不正行為は行われなかったと認定された場合の措置	11
第8章	不正行為と認定された者に対する措置	12
第1節	措置の決定手続き	12
第2節	措置の対象者	12
第3節	措置内容	13
第4節	措置と訴訟との関係	15
第5節	措置内容の公表	15
第6節	措置内容等の公募要領等への記載	16
第9章	関係府省との連携等	16

第1章 目的

本指針は、総務省が配分する公的研究資金（以下、単に「研究資金」という。）により実施された研究活動における「研究上の不正行為」に対して、総務省が厳格に対処するために必要な事項をまとめたものである。

なお、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

第2章 対象となる不正行為

本指針の対象となる研究上の不正行為は、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」とする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

（1）捏造

存在しないデータや研究結果等を作成すること。

（2）改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（3）盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

第3章 対象となる研究資金制度等

本指針の対象となる研究活動は、総務省が配分する研究資金を受給して実施された以下のものとする。

（1）競争的研究資金による研究活動

総務省が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に研究資金を配分して実施される研究活動。

(2) 重点的研究資金による研究活動

総務省が、重点的に実施すべきとして設定した研究開発課題について、民間企業、公設試験研究機関、大学等の機関から提案書を公募し、候補の中から優れた提案を競争的に採択等し、選定した機関に研究資金を配分して実施される研究活動。

本指針の対象となる研究者は、上記の研究資金の配分を受けて研究活動を行った研究者とする。

また、本指針の対象となる研究機関は、上記の研究者が所属する機関、又は対象となる研究資金を受けている機関とし、大学、公設試験研究機関、民間企業等が該当する。これらを本指針では総称して「研究機関」と呼ぶこととする。

第4章 不正行為に対する基本姿勢

研究上の不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において科学技術そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げるものであることから決して許されるものではない。また、不正行為は研究者の存在意義を自ら否定し、自己破壊につながるものでもあり、研究機関や総務省はその究明に際して厳しい姿勢で臨まなければならない。

そのため、不正が明らかになった場合の総務省における手続きについて第8章のとおり定めるとともに、総合科学技術会議や文部科学省など関係府省と連携し、研究機関に対して不正に関する調査及び処分の手続き、研究費の取扱い、研究上の不正行為が認定された場合の資金配分機関への通知等についてあらかじめ規程等を設けるなど、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

なお、不正行為に対しては厳正に取り組むべきであるが、学問の自由を侵すものとなってしまうことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど研究を萎縮させるものとなってしまうはならず、むしろ不正行為への取組が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨に留意し、取組を進めていく必要がある。

第5章 告発等の受付

第1節 告発等の受付体制

① 総務省及び研究機関（以下第5章及び第6章において「研究機関等」という。）は、研究

活動の不正行為に関する告発等を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を各々設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。

- ② 研究機関等は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知する。
- ③ 研究機関等は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。
- ④ 研究機関等は、告発等の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）担当の者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取りはからう。
- ⑤ 告発等の受付から調査に至る体制について、研究機関等はその責任者として例えば理事、副学長、研究開発に係る責任者等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。また、これらに係る内部規程を定め、公表する。

第2節 告発等の取扱い

- ① 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、研究機関等に直接行われるべきものとする。
- ② 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 告発があった研究機関が調査を行うべき機関に該当しないときは、第6章第1節により調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。回付された研究機関等は当該機関に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、第6章第1節により、告発があった研究機関等に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関等は該当する機関に当該告発について通知する。
- ⑤ 書面による告発など、受付窓口が受付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、研究機関等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受付けたことを通知する。
- ⑥ 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を指摘された者が所属する機関に匿名の告発があった場合に準じて取扱うものとする。
- ⑦ 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、研究機関等の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- ⑧ 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた機関はその内容を確認・精査し、相当の理由がある

と認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、告発・相談を受けた機関が、被告発者の所属する機関でないときは、当該機関は被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

第3節 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（前記第2節⑦及び⑧における相談者を含む。以下、第3節において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 研究機関等は、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 調査事案が漏洩した場合、研究機関等は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にもかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- ④ 研究機関等は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受付けることや、告発には不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを機関内外にあらかじめ周知する。
- ⑤ 研究機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。
- ⑥ 研究機関は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ったりしてはならない。

第6章 告発等に係る事案の調査

第1節 調査を行う機関

- ① 研究機関に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る研究活動の不正行為の告

発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

- ② 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- ③ 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、所属する研究機関と研究が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- ④ 被告発者が、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。
- ⑤ 上記①から④によって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- ⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると総務省が特に認めた場合は、当該研究機関の同意を得て、総務省が調査を行う。この場合、当該研究機関は総務省から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- ⑦ 研究機関は他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、また、総務省は告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第5章第3節①から③及び第6章は委託されたもしくは調査に協力する機関等に準用されるものとする。

第2節 告発等に対する調査体制・方法

各研究機関等は、調査の具体的な進め方について、この項を参考に、各研究機関等の実情等に応じて適切に定めるものとする。

(1) 予備調査

- ① 第6章第1節によって調査を行う研究機関等（以下、「調査機関」という。）は、告発を受付けた後速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

調査機関は、以下(2)②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

- ② 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- ③ 調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は告発を受け付けた後、例えば概ね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、総務省や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(2) 本調査

① 通知・報告

ア) 本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

イ) 調査機関が研究機関であるときは、研究機関は総務省に本調査を行う旨通知する。

ウ) 本調査は、実施の決定後相当の期間（例えば概ね30日）内に開始されるべきものとする。

② 調査体制

ア) 調査機関は、本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置する。この調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。

イ) 調査機関は、調査委員会を設置するときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

ウ) 調査委員会の調査機関内における位置づけについては、調査機関において定める。

③ 調査方法・権限

ア) 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

イ) 被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会が調査機関により保障されなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が

繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

ウ) 上記ア、イに関して、調査機関は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、調査機関以外の機関において調査がなされる場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された機関は誠実に協力しなければならない。

④ 調査の対象となる研究

調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

調査機関は本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発等に係る研究が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、総務省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を総務省に提出するものとする。

⑦ 調査における研究または技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

第3節 認定

(1) 認定

- ① 調査委員会は本調査の開始後、相当の期間（例えば概ね150日）内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- ② 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ ①又は②について認定を終了したときは、調査委員会はただちにその設置者たる調査機関に報告する。

(2) 不正行為の疑惑への説明責任

- ① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自

己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その機会が保障される（第6章第2節（2）③イ）。

- ② ①の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不existenceが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、または告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- ③ 上記①の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断にゆだねられる。

（3）不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記（2）①により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から故意性を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（上記（2）②）も同様とする。

ただし、第6章第3節（1）及び（3）において、調査機関が総務省であるときは、調査委員会の調査結果を勘案し、総務省が不正行為か否かの認定等を行う。

（4）調査結果の通知及び報告

- ① 調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下第6章において同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- ② 調査機関が研究機関であるときは、当該研究機関は、①に加えて総務省に、当該調査結果を通知する。告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする（上記①の後段の場合も同様とする。）。
- ③ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関にも通知する。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（1）②を準用する。）は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査機関の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受付けないことができる。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。

- ⑤ 調査機関は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて総務省に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、相当の期間（例えば概ね50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて総務省に通知する。
- ⑦ 悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、加えて総務省に通知する。
- ⑧ ⑦の不服申立てについては、調査委員会（③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は相当の期間（例えば概ね30日）内に再調査を行い、その結果を調査機関に報告するものとする。調査機関は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

調査機関が研究機関であるときは、加えて総務省に通知する。

(6) 調査資料の提出

総務省は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求めることができる。調査機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができる。総務省は、提出された資料について、下記第7章のために使用する他に使用してはならない。

(7) 調査結果の公表

- ① 調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- ② 調査機関は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

第7章 告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中あるいは、認定から総務省による措置等がなされるまでの間などにおいて、研究機関または総務省がとる措置は以下のとおりとする。ただし、不正行為との告発等がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、これ以外の措置をとることを妨げない。

第1節 調査中における一時的措置

(1) 研究機関による支出停止

被告発者が所属する研究機関は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(2) 総務省による研究費の使用停止の命令・交付の保留等

- ① 総務省は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関からの調査結果の通知

を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

- ② 総務省は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまで、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている競争的資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

第2節 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

（1）研究資金の使用中止

不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為に係る研究に資金を配分した機関と、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が所属する研究機関は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究資金の使用中止を命ずる。

（2）研究機関による処置等

研究機関は、所属する被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

第3節 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

- ① 不正行為は行われなかったと認定された場合、総務省及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除される。
- ② 調査機関は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- ③ 総務省及び被告発者が所属する研究機関は、上記②に準じて周知をするなど、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- ④ 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

第8章 不正行為と認定された者に対する措置

第1節 措置の決定手続き

(1) 措置の検討体制

- ① 総務省は、被認定者に対する制裁措置（以下「措置」という。）について検討および決定を行うものとする。
- ② 総務省は、上記①の検討を行う場合には外部有識者の助言を求めるものとし、必要な体制を整えなければならない。
- ③ 外部有識者は、原則として、不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究方法等、研究活動における不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持つ者とし、かつ、被認定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない者とする。また、原則として、被認定者が所属する研究機関に属する者は除く、あるいは当該被認定者に係る審議に参加させないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審査が確保できると判断される場合は、この限りではない。

(2) 措置の検討手順

- ① 総務省は、研究機関等から研究上の不正行為の認定について報告を受けた後、措置について検討を開始する。
- ② 措置の検討に当たっては、認定を行った研究機関等に対するヒアリング等を行い、不正行為の認定に係る調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を実施した者等を確認する。その上で、不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの不正行為への関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮し、外部有識者による助言を踏まえながら、速やかに措置についての検討結果をまとめる。なお、被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。
- ③ 総務省は、措置の決定に当たって外部有識者の助言を尊重しなければならない。

(3) 措置決定の通知

総務省は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関に通知するとともに、研究資金を配分する関係府省に対して情報提供を行うものとする。

第2節 措置の対象者

措置は次の者を対象とする。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む、以下同じ。）。
- ② 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関

与したと認定された者。

- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

第3節 措置内容

総務省は第2節に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を講じる。

なお、原則として措置の内容は以下を標準とするが、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとする。また、特に必要と判断するときは、以下によらない措置をとることを妨げない。

特に告発等がなされる前に論文等を取り下げている場合に係る被認定者に対する措置は、第2節③に掲げる者に対しては講じないこととする。また、第2節①に掲げる者に対しても情状によって適切な配慮を行うものとする。さらに、告発等がなされた後、直ちに当該論文等を取り下げた場合、第2節③に掲げる者に対しては措置を講じないことができるものとする。

(1) 研究資金の打ち切り

① 不正行為があったと認定された研究に係る研究資金について

第2節に掲げるすべての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を打ち切り、当該資金であって、措置決定時において未だ配分されていない研究費の残額、あるいは次年度以降に配分が予定されている研究費については、以後配分しない。

なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに判断するものとする。

② ①以外に現に配分されているすべての研究資金について

第2節の①及び②に掲げる者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金以外の、現に配分されているすべての研究資金であって、措置決定時において未だ配分されていない研究費の残額、あるいは次年度以降に配分が予定されている研究費については、以下のとおりとする。

ア) 第2節の①及び②に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しない。

イ) 第2節の①及び②に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究については、当該者の研究費使用を認めない。

(2) 不正行為に係る研究資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める。

返還額については、下記①及び②を原則としながら、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮し、定めるものとする。

なお、下記のいずれの場合も、当該研究に係る契約等を総務省と締結した者が第一次的な責を負うものとする。

① 未使用研究費等の返還

ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究に係る契約等を総務省と締結した者に対し、未使用の研究費の返還や、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、原則として当該研究に係る契約等を総務省と締結した者の負担とする。

イ) 当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究に係る契約等を総務省と締結した者に対し、第2節に掲げるすべての者に係る未使用の研究費の返還や、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、原則として当該研究に係る契約等を総務省と締結した者の負担とする。

② 研究費全額の返還

研究資金の配分当初から不正行為を行うことを意図していた場合など極めて悪質な場合は、当該研究に係る契約等を総務省と締結した者に対し、不正行為があったと認定された当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。

なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かについては、事案毎に判断するものとする。

(3) 申請の不採択

① 第2節に掲げる者が研究代表者として申請されている場合

不正行為が認定された時点で、第3章で示した研究資金制度を対象として第2節に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。

② 第2節に掲げる者が研究分担者又は研究補助者として申請されている場合

不正行為が認定された時点で、第3章で示した研究資金制度を対象として第2節に掲げる者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者を除外しなければ採択しない。また、採択後に、当該者の除外が行われたいまま採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(4) 研究資金の申請制限

第2節に掲げるすべての者に対して、第3章で示したすべての研究資金制度への申請を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の割合に応

じて下記の区分に従い定める。

なお、他府省所管の公的研究資金を活用した研究活動に不正行為があった者による申請も、他府省等が行う不正行為に対する措置に応じて同様に取り扱うものとする。

① 第2節①に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3章で示したすべての研究資金制度への申請について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。

② 第2節②に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3章で示したすべての研究資金制度への申請について、同じく2年から10年。

③ 第2節③に掲げる者

研究代表者、研究分担者及び研究補助者として、第3章で示したすべての研究資金制度への申請について、同じく1年から3年。

第4節 措置と訴訟との関係

総務省が行う措置と研究機関等の認定に関する訴訟との関係については、以下のとおりとする。

① 措置後に訴訟が提起された場合

総務省が措置を行った後、研究機関等が行った不正行為の認定について訴訟が提起されても、認定が不適切である等、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続するものとする。

② 措置前に訴訟が提起された場合

総務省が措置を行う前に、研究機関等による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。措置を行った後の取扱いについては上記①による。

③ 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

ア) 措置を行った後、研究機関等による不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、ただちに措置は撤回される。措置により研究費等の返還がなされていた場合は、総務省はその金額を措置対象者に再交付することができる。

イ) 上記のとき、措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、総務省は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

第5節 措置内容の公表

総務省は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、研究機関等が行った調査結果報告などについて、速やかに公表する。ただし、告発等がなされ

る前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属を公表しないことができる。

第6節 措置内容等の公募要領等への記載

総務省は、研究上の不正行為が明らかになった場合に自らがとる措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、公募要領や委託契約書（付属資料を含む）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して申請あるいは契約するようにはからうものとする。

第9章 関係府省との連携等

総務省は、研究上の不正行為に厳格に対処するとともに研究上の不正行為そのものの撲滅を目指し、関係府省と連携・協力して取組の強化等に努めるなど、不断の取組を行うものとする。